

平成19年（2007年）第3回市議会定例会  
提出議案市長説明要旨（19.9.18）

本定例会に提出いたしました議案について、その概要を御説明いたします。

議案第87号平成19年度横須賀市一般会計補正予算（第1号）は、15億3,764万8,000円を追加し、予算総額を1,338億9,764万8,000円とするものであります。

今回の補正予算の主な内容は、第1に（仮称）こどもセンター建設事業について、下水道本管への接続工事の方法を変更するため、増額補正し、継続費の年割額を変更するものであります。

第2は、特別養護老人ホーム横須賀愛光園について、国の制度を活用し、2室を2人部屋から個室へ改修するため、所要の経費を計上するものであります。

第3は、国から委託を受けた社会保障生計調査を実施するため、所要の経費を計上するものであります。

第4は、新たに設置されるしらかば保育園の分園の整備、運営に係る経費を助成するため、所要の経費を計上するものであります。

第5は、企業立地促進に関する増額補正等であります。土地開発公社所有の久里浜テクノパーク用地を進出企業に売却したことに伴い、土地開発公社に対し帳簿価格と売却額との差額を補てんするため、所要の経費を計上するものであります。また、久里浜工業団地に立地する企業に対し、企業等立地促進条例に基づく奨励措置を実施するため、所要の経費を計上するとともに、海辺ニュータウンおよび前述の久里浜テクノパークに立地する企業に対して奨励措置のための事業認定を行うため、債務負担行為を設定するものであります。

第6は、市営真崎住宅の建てかえを取りやめることに伴い、建てかえを前提に交付された国庫補助金の返還に要する経費を計上するものであります。

第7は、市制100周年記念事業に賛同された企業等からの寄附金が予定を超える見込みのため、市制100周年記念事業実行委員会への交付金を増額補正するものであります。

次に歳入予算は、これら所要経費の特定財源として負担金、国庫支出金、寄附金および市債を補正し、また、新たに追加措置された後期高齢者医療制度創設準備事業に係る国庫支出金を計上するとともに、一般財源所要額については、前年度からの繰越金を充当するものであります。

議案第88号 平成19年度横須賀市特別会計国民健康保険費補正予算（第1号）は、600万円を追加し、予算総額を435億9,200万円とするものであります。

補正の内容は、後期高齢者医療制度創設の準備に要する経費を増額し、所要経費の財源として国庫支出金を新たに計上するものであります。

議案第89号は、温泉法の改正に伴い、温泉の利用の許可を受けた者の地位の承継に関する承認申請手数料の規定を設けるとともに、所要の条文整備をするため、手数料条例を改正するものであります。

議案第90号は、湘南国際村の地区整備計画区域内における建築物の敷地等に関する制限を改めるものであります。

議案第91号は、市立学校の授業料等を改定するものであります。

議案第 92 号は、馬堀町 2 丁目および桜が丘 2 丁目の町の区域を変更するものであります。

議案第 93 号は、市道路線を新たに 3 路線認定するものであります。

議案第 94 号は、鴨居住宅建替第 3 期（C・D・E・F 棟）その他新築工事請負契約を締結するものであります。

議案第 95 号は、市立横須賀総合高等学校グラウンド整備工事請負契約の変更契約を締結するものであります。

以上、提出議案についてその概要を御説明いたしましたが、よろしく御審議の上、御議決いただくようお願い申し上げます。